

平成 2 4 年 1 月 6 日

報 道 関 係 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
社団法人 日本薬剤師会

**6 年制教育課程を卒業した薬剤師の初任給等について**

平成 23 年 12 月 28 日、平成 24 年 4 月に輩出される「6 年制教育課程を卒業した薬剤師」の国家公務員の初任給等について、人事院規則の改正が行われました。これを受け、一般社団法人 日本病院薬剤師会（会長：堀内龍也）及び社団法人 日本薬剤師会（会長：児玉 孝）では、別紙のとおり、見解を表明します。

お問合せ先：

日本病院薬剤師会

事務局長 安岡 俊明

電話 03-3406-0485

日本薬剤師会

副会長 生出泉太郎

電話 03-3353-1170

## 6年制教育課程を卒業した薬剤師の初任給等について

平成24年1月6日

一般社団法人 日本病院薬剤師会

社団法人 日本薬剤師会

平成23年12月28日、平成24年4月に輩出される「6年制教育課程を卒業した薬剤師」の国家公務員の初任給等について、人事院規則の改正が行われました。

改正規則によれば、俸給は医療職俸給表（二）の2級15号俸（200,800円）とされ、これまでの4年制薬学部卒薬剤師〔医療職俸給表（二）の2級1号俸（178,200円）〕と比べて、高く評価されました。

日本病院薬剤師会および日本薬剤師会では、永年にわたって、薬剤師の俸給上の評価の見直しについて国等へ要望して参りましたが、6年制薬学教育の実施にあたり、特に、本課程を卒業した薬剤師については、教育期間が単に2年間延長されたということではなく、事前学習を含めた約6ヵ月間の実務実習を経て、医療の担い手として高度な教育を受けた者として評価するよう、重ねて関係方面に要望いたしました。

今回の改正は、こうした要望の趣旨が理解され、6年制教育課程、及びこの課程を卒業した薬剤師に対して国からの評価が得られたものと受け止めております。また、それと同時に、超高齢社会をむかえる我が国において、国民に安心・安全な薬物療法を提供するために、病院においてもまた地域の薬局においても、全ての薬剤師に国民からの期待が寄せられているものととらえ、それに対して遺憾なく応えていく一層の努力が必要と考えています。

最後に、今回の改正にご尽力を賜りました関係者の皆様に心から厚く感謝申し上げます。